

全職員禁煙 ～禁煙への取り組み～

青雲会では、平成11年（1999年）から全職員禁煙に取り組みました。

喫煙は「百害あって一利なし」です。

【青雲会の禁煙】

- ✓ 職員は職場の内外問わず禁煙
- ✓ 敷地内全面禁煙
- ✓ 入院患者が喫煙した場合は、強制退院



青雲会が「禁煙」をはじめた当初は、反発し離職する職員もいました。しかし、理想とする組織を創るために、強い意志をもって取り組み、実行し、全職員禁煙を達成しました。医療従事者として、患者に禁煙指導をする際に説得力があり、ヤニや煙、匂いのないクリーンな環境で仕事ができる、と全職員から好評です。

タバコ規制への動き

- ・平成12年（2000年） 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）
- ・平成15年（2003年） 健康増進法の施行・受動喫煙を防止
- ・令和2年（2020年） 改正 健康増進法 屋内施設が全面禁煙化

近年、会社での全面禁煙は当たり前になりつつあり、望まない「受動喫煙」「副流煙」を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わっています。